青梅市いじめの防止に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年11月30日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

近年における重大事態の事例を踏まえ、いじめへの対処をより一層強化するため、児童等、その保護者その他の者から相談を受けたとき等の取扱いを定めたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市いじめの防止に関する条例の一部を改正する条例

青梅市いじめの防止に関する条例(平成26年条例第38号)の一部を 次のように改正する。

目次中「第24条」を「第25条」に、「第25条・第26条」を「第26条・第27条」に、「第27条・第28条」を「第28条・第29条」に改める。

第12条第4項中「第25条第1項」を「第26条第1項」に改める。 第28条を第29条とし、第21条から第27条までを1条ずつ繰り下 げる。

第20条第1項中「学校の教職員、市の職員その他の児童等からの相談に応じる者および児童等の保護者」を「児童等の保護者その他の者」に改め、同条第2項中「および教育相談所は、いじめにかかる通報を受けたときは、速やかに、学校へいじめの事実の有無について確認をするものとする。」を「は、前条の規定による報告を受けたときまたは前項の規定による通報を受けたときは、速やかに、学校へいじめの事実の有無について確認

をするものとする。教育相談所が前項の規定による通報を受けたときも、 同様とする。」に改め、同条第3項中「前2項の規定による通報」を「前項 の規定による確認」に改め、同条を第21条とし、第19条の次に次の1 条を加える。

(委員会への報告)

第20条 学校は、児童等、その保護者その他の者から当該児童等にかかるいじめの相談を受けたときは、ただちにその旨を当該学校の校長から委員会に報告しなければならない。次条第1項の規定による通報または同条第2項後段の規定による確認を受けたときも、同様とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。